

令和5年6月8日

報道関係各位

(株)リグドロップ所有の認定工場の認定取消しについて

本会認定工場制度において、認定標章（認定マーク）を不正に使用した事案を受け、下記のとおり処分することを決定しました。

記

1. 処分対象の認定工場所有会社：株式会社リグドロップ
2. 処分対象の認定工場及び内容：公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定規程第24条第2項第2号の規定に基づき、下表の3認定工場の認定を取り消すこととする。

認定工場 所有会社	認定工場名	認定番号	処分内容	処分年月日
株式会社 リグドロップ	興和工業(株) 第3工場	第X00101号	認定取消	令和5年6月8日
	福井ファイバーテック(株) 第5工場	第X02301号	認定取消	令和5年6月8日
	富士レジン工業(株) 本社工場	第X02801号	認定取消	令和5年6月8日

3. 処分事由：上記認定工場を所有する(株)リグドロップにより、認定工場以外の工場で製造した資器材に認定標章（認定マーク）を表示したため。

(参考) 事案の経緯：○ 本年1月、(株)リグドロップ所有の認定工場で新型コロナウイルス感染者増、製造設備の不具合が同時期に発生し、認定資器材の生産量減少  
○ 同年2月から3月、生産量の減少を補うため、(株)リグドロップが認定工場以外の工場で製造した資器材に、興和工業(株)第3工場の認定標章（認定マーク）を不正に使用（表示）し、公共下水道工事（1契約工事）で施工  
○ 同年4月下旬に(株)リグドロップより本事案の報告を受け、直ちに当該3工場からの認定標章表示製品の出荷停止を指示し、調査を開始  
○ 同年6月初旬までに、本会が(株)リグドロップに対して、同様の事象の有無について調査を行った結果、上述の契約工事以外での不正使用が無いことを確認

## 4. 本事業の関連規程（抜粋）：

### 「公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定規程」

（認定工場の取消し）

**第 24 条** 理事長は、認定工場が次の各号の一に該当するときは、当該工場の認定を取り消すものとする。

- 一 認定工場に係るⅠ類資器材の指定又はⅠ類認定適用資器材の指定を取り消したとき。
- 二 認定工場に係るⅡ類資器材の登録又はⅡ類認定適用資器材の指定を取り消したとき。
- 三 認定工場として適当でないと決定したとき。
- 四 認定工場の所有会社より、理由を付した書面をもって、当該工場の認定辞退の申し出があったとき。

**2** 理事長は、認定工場が次の各号の一に該当するときは、当該工場の認定を取り消すことができる。

- 一 第 18 条第 2 項の規定による納付期限までに認定料の納付がないとき。
- 二 第 19 条の規定による認定標章を認定資器材以外のものに表示したとき。
- 三 第 22 条第 2 項の規定により認めた休止期間を超えたとき
- 四 認定期間において第 23 条第 1 項に規定する契約実績がないとき。
- 五 第 28 条第 2 項の規定による必要な措置に反したとき。
- 六 その他理事長の指示と相違するとき。

（認定資器材の認定標章の表示）

**第 19 条** 認定工場は、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定標章表示要領に規定する認定標章（以下「認定標章」という。）を、同要領に定めるところにより認定資器材（製品検査資器材を含む。以下、第 22 条第 1 項、同条第 3 項、第 23 条及び第 24 条第 2 項第 2 号において同じ。）に表示しなければならない。

お問い合わせ先: 公益社団法人 日本下水道協会 技術部 規格検査課（岡本、佐藤(勇)）

TEL03-6206-0946（9:00～17:00）